

# 1. 最終処分場の役割と必要性

## 1.1 最終処分場の役割

廃棄物処理の基本は、ごみを生活環境からすみやかに排除して、減容化、安定化、無害化することである。最終処分場は中間処理施設で減容化処理した際に発生する残渣などを生活環境の保全上支障が生じないように適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用し、安定化、無害化する役割をもっている。

## 1.2 最終処分場の必要性

生活から発生したごみは、焼却や破砕、資源化など中間処理によって、可能な限り減量化、再資源化されるが、再資源化が困難なものや不燃残渣が発生するため、埋立処分せざるをえない廃棄物はゼロにはならない。そこで、廃棄物を適切に埋立処分するための最終処分場が必要となる。

一般廃棄物には「自区内処理の原則」があり、市内で発生した一般廃棄物は市が一連のごみ処理を適正に行う必要がある。

したがって、松阪市では、自ら最終処分場を有することにより、市が将来にわたり責任を持って適正に埋立処分を行うこととし、松阪市一般廃棄物最終処分場（以下、現最終処分場という。）の埋立終了時期にあわせ、新最終処分場の整備を進めていくものとする。

現在、松阪市において埋立処分を行っている現最終処分場について、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 平成 29 年 松阪市」に基づいて今後の埋立量を推計した結果、平成 38(2026)年度に埋立が終了する見込みとなった。そこで新最終処分場基本構想を策定する。